

役員等報酬規程

社会福祉法人 福壽会

社会福祉法人 福壽会 役員等に対する報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人 福壽会 役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬等)

第2条 役員等の報酬（以下「報酬」という。）については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみよっては、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、人事管理、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる常勤役員等については支給することができる。

支給額は、月額250,000円とする。

3 理事長の報酬は月額300,000円とする。

賞与については、給与規程第34条に準ずる。

(日当及び交通費の支給)

第3条 役員等は、理事長が招集した理事会及び監査会並びに評議員会に出席したものについては、勤務1回につき日当10,000円を支給する。但し、その他の会合に出席の場合は、4,000円とする。

(職員である者の特例)

第4条 役員でかつ施設職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が業務を行うため出張したときは、費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、社会福祉法人 福壽会 旅費規程を適用する。

(出張命令)

第6条 役員等の出張は、業務命令によるほか、理事長の発する会議招集通知によることができる。

(準用規定)

第7条 この規程に定めるものを除くほか、役員の報酬等及び費用弁償の支給方法については、特別養護老人ホーム啓寿園職員の例による。

(附 則)

この規程は平成17年7月15日に改正し、平成17年4月1日に遡って適用する。

この規則は平成22年4月1日から施行する。(一部改正)

この規程は平成25年5月30日に改正し、平成25年4月1日に遡って適用する。

この規程は平成27年2月5日に改正し、平成27年2月1日に遡って適用する。

この規程は平成29年6月21日から施行する。